

食品表示制度について

令和7年10月21日
消費者庁

1.食品表示制度について

食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設(平成25年6月28日公布、平成27年4月1日施行)

目的等

○法の目的

- ・食品表示の適正を確保し、消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与

○基本理念

- ・消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮

食品表示基準の策定等

- 消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、以下について、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他を表示する際に遵守すべき事項

食品表示基準の遵守

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない

(参考)食品表示基準(内閣府令)

- 食品表示法に基づき、加工食品、生鮮食品、添加物の区分ごとに具体的な表示ルールを規定

指示・立入検査等

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)は食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示、その旨を公表
- 内閣総理大臣は指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令。また、緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令、その旨を公表
- 表示の適正を確保するため必要がある場合、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

罰則

- 指示に係る措置を取るべきことの命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、1億円以下の罰金)
- 食品の回収等や業務停止の命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、3億円以下の罰金)

食品リコールの届出

- 食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関へ届出し、国がその旨を公表
- ※令和 3年 6月1日施行

内閣総理大臣等に対する申出等

「食品表示基準」における生鮮食品の義務表示制度

○名称、原産地が、横断的義務表示事項とされている。

名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を記載 （水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名又は港が属する都道府県名） 輸入品は原産国名を記載



小売店での販売時において、名称及び原産地は、

- ・容器包装の見やすい箇所
- ・製品に近接した掲示
- ・その他の見やすい場所

のいずれかに記載

○名称、原産地のほかに、品目によって、個別に表示が義務付けられている事項もある。

（例１）

品 目：切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって生食用のもの

表示事項：保存の方法、消費期限、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称、生食用である旨 等

（例２）

品 目：玄米及び精米

表示事項：原料玄米（産地、品種、産年）、内容量、調製時期又は精米時期※、食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

「食品表示基準」における加工食品の義務表示制度

○主な義務表示事項は、以下のとおり。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	食品の特性に応じて消費期限又は賞味期限を表示
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び製造者等の名称等※	国内製造品又は国内加工品にあつては製造所又は加工所、輸入品にあつては輸入者について住所(所在地)・氏名(法人の場合は法人名)を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等8品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。
原産国名	輸入品が、表示対象
栄養成分表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)の5項目を表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品が、表示対象
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。

＜表示例＞

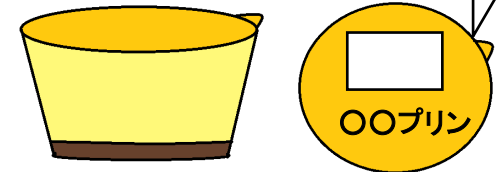
名称	洋生菓子
原材料名	卵(国産)、砂糖、生乳、植物油脂(大豆を含む)、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	80g
賞味期限	2023年12月31日
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町
栄養成分表示 1個(80g)当たり	
熱量	71kcal
たんぱく質	3g
脂質	3g
炭水化物	8g
食塩相当量	0.1g

○上記のほかに、品目によって、個別に義務付けされている事項もある。

(例)

品 目：ふぐを原材料とするふぐ加工品

表示事項：ロットが特定できるもの(加工年月日、ロット番号等)、原料ふぐの種類、生食用であるかないかの別 等



食品表示基準の検討の際に考慮する事項について

消費者の意向

(参考)

食品表示法第3条第1項（基本理念）

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条第1項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

事業者の表示の実行可能性

(参考)

食品表示法第3条第2項（基本理念）

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

表示違反の食品の検証可能性

(参考)

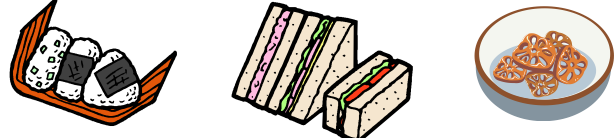
- 食品表示基準を遵守しない食品関連事業者に対して法に基づく指示を行い、また、指示に従わない場合は、必要な措置の命令又は業務停止命令を行う。（食品表示法第6条）
- 食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反）、命令違反等について、罰則を規定。（食品表示法第17条～第23条）

国際整合性

(参考)

- WTOのTBT協定では、加盟国が強制規格を策定する場合は、国際規格を基礎として用いることとされている。（TBT協定第2条2. 4）
- 食品表示については、コーデックス規格が国際規格と認識されており、各国の表示制度はこれに準拠。

期限表示（消費期限・賞味期限）

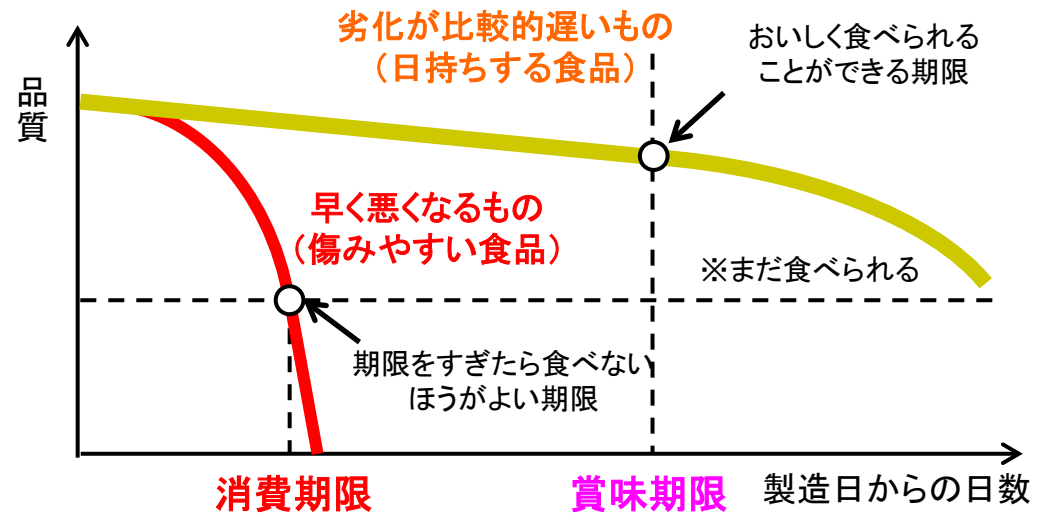
	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	<u>おいしく食べることができる期限(best-before)</u> 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	菓子、カップめん、缶詰 
消費期限	<u>期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)</u> 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。	弁当、サンドイッチ、惣菜 

<表示例>

名 称 いちごジャム
 原材料名 いちご(国産)、砂糖、...
 内 容 量 400g
 賞味期限 枠外下部に記載
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存
 製 造 者 ○○株式会社
 東京都千代田区△△

賞味期限 24.12.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



原料原産地表示

平成29年9月1日施行
(経過措置期間：4年7か月間)
令和4年4月1日に完全施行

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 「又は表示」や「大括り表示」等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法：

原則、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国) (過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋ 又は表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合
(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

中間加工原材料の製造地表示

(対象原材料が加工食品である場合)

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可
※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

機能性表示食品制度の改正について

- 健康被害の情報提供及びサプリメントにかかるGMP（適正製造規範）の適用に関して、ガイドラインにより運用されていた現行制度を改め、内閣府令・告示に位置づける。
- その他、表示方法の見直し、新規の機能性関与成分に関して専門家の意見を聴く仕組みを導入することにより、制度の信頼回復を図る。

見直し項目			現在	令和6年9月1日	令和7年4月1日	令和8年9月1日
①	健康被害情報の収集体制	ガイドライン	府令・告示	施行* 適用		
	医師の診断による健康被害情報の保健所等への提供			* 食品衛生法施行規則の一部改正の施行期日と同日		
②	天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の届出に関する製造加工等におけるGMP基準の適用・立入検査	ガイドライン	府令・告示	施行 経過措置期間 適用		
③	届出情報の表示方法の見直し	府令・ガイドライン	府令			
④	改正後の届出に関する事項（新規成分に係る届出者の評価を慎重に確認する手続（60日→120日）を含む。）	ガイドライン	府令・告示	施行 適用*		
	届出後の遵守事項の遵守（定期的な自己点検報告等）			* 機能性の科学的根拠の透明性の確保（PRISMA2020準拠）の適用とあわせる		

2.食品表示法の執行状況について

○ 食品表示に関連する法律

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 公正取引委員会地方事務所 都道府県	食品の優良誤認表示 ・有利誤認表示等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止 (食品として販売に供する物に関する広告その他の表示を規制)	消費者庁 地方厚生局 都道府県等	健康食品の虚偽・誇大表示
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルギー、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け (販売の用に供する食品に関する表示を規制)	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県等	原産地、原材料、添加物、アレルギー表示、期限表示等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報等の伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁 都道府県等	食品表示基準事項の誇大広告

○ 食品表示に関連する法律の執行

- 食品に関する表示については、国及び都道府県等の各執行機関が国民からの情報提供等に迅速に対応するほか、計画的な監視指導を実施。

食品表示法に基づく措置状況（令和6年度）

◎ 措置の対象となった品目別の状況

（単位：件）

措 置	件数	措置の対象となった品目区分					加工食品
		生鮮食品計	農産物	米	畜産物	水産物	
命 令	0	-	-	-	-	-	-
指 示	29	7	1	0	3	3	23

指導(国)	244	78	22	8	26	22	173
-------	-----	----	----	---	----	----	-----

※1「命令」「指示」は、国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）及び都道府県等が行った措置実績の全数である。

※2「指導」は、国の指導件数のみが計上されており、都道府県等が行った指導は含まない。

※3「命令」「指示」「指導」の欄において、一つの措置の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、合計と内訳が一致しない場合がある。

【違反の概要】

（指示）原産地、原料原産地に係る不適正表示

（指示）賞味期限に係る不適正表示

（指示）原材料等に係る不適正表示

（参考）

食品等の表示に係る一斉取締りの実施状況（令和6年度）

時 期	施 設 数	収去検体数	命 令	指 示	指導等
夏 期	180,952力所	10,266検体	0件	0件	2,251件
年 末	120,712力所	6,709検体	0件	0件	1,483件
年度計	301,664力所	16,975検体	0件	0件	3,734件

※ 食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期・年末において、都道府県等が取組んだ監視指導の実施状況を整理したもの。（夏期：7月を中心として各都道府県等が定める期間、年末：12月を中心として各都道府県等が定める期間）

○ 食品表示連絡会議・食品表示監視協議会の運営について

食品表示連絡会議（国レベル）

構成機関

- 消費者庁
- 警察庁
- 国税庁
- 農林水産省
- 厚生労働省

関連法令

- ・ 食品表示法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 景品表示法
- ・ 健康増進法
- ・ 米トレーサビリティ法
- ・ JAS法

食品表示連絡協議会（地方レベル）

全国7ブロック

構成機関

- 公取委地方事務所
管区警察局
- 国税局
- 地方厚生局
- 地方農政局
(消費者庁) ほか

47都道府県

構成機関

- 警察本部
- 景表法担当部局
- 食品表示法担当部局
(都道府県庁、保健所)
- 消費生活センター
- 農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・ 食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・ 食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・ 食品表示関係法令に関する研修会の実施

「生活安心プロジェクト」（平成19年12月17日）

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める。

最近の主要な食品偽装事案

年度	事案	行 政		警 察	
		食品表示法	景品表示法	食品表示法	不正競争防止法(直罰)
		(指示) (注)	(命令) (注)	(直罰)	
元	まいたけの産地偽装	○			○
	カットわかめ等の産地偽装	○	○		○
	米の産地偽装	○			○
	食パン等の不当表示	○	○		
2	米の産地偽装	○	○		
	業務用あんこの産地偽装	○			○
3	あさりの産地偽装	○			○
	加工した牛肉の産地偽装			○	○
4	わかめの原料原産地偽装	○		○	○
	たけのこ水煮の原産国偽装				○
	あさりの産地偽装	○		○	○
5	シャインマスカットの産地偽装	○			
	牛肉・鶏肉の産地偽装	○			
	イカ加工品の原料原産地偽装	○			
6	シャインマスカットの産地偽装	○			
	ズワイガニの産地偽装	○	○		○
	そば粉の原料原産地偽装	○			○

○ 食品表示に関する最近の活動状況

- 都道府県毎の食品表示監視協議会では、関連情報の共有等のため、毎年1回以上会合を開催。その他、都道府県も参加して、食品表示関係法令等に関する全国7ブロックごとの研修会を開催。
- 中央段階では、平成27年度以降、保健所設置市、特別区、都道府県の担当者を参集し、都道府県等食品表示担当者研修を開催。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWebで開催。
- 令和5年度からは7月にハイブリッド（対面及びWeb）での研修を開催。

Web参加を可能にすることで、研修参加の間口を広くするとともに、令和6年度からは対面参加者に対し、より実践的なロールプレイ形式の内容も導入したところ。

⇒地方自治体職員の食品表示法制度の執行能力を向上させることが、法違反の抑止力として不可欠であり、外部講師等による講演や現場における実践的な研修内容の充実を図ることが重要。

○ 食品表示に関する最近の活動状況

【令和6年度実績】（食品表示監視協議会）

ブロック	ブロック別協議会		ブロック内の各県ごとの協議会（合計数）	
	協議会開催数	研修回数	協議会開催数	研修回数
北海道	6 ※1	0 ※1	22 ※2	0 ※2
東北	2	1	12	1
関東	2	1	20	2
北陸・東海	1	0	10	3
近畿	1	1	6	0
中国・四国	1	1	10	0
九州	1	0	7	1
沖縄	1	0	1	0

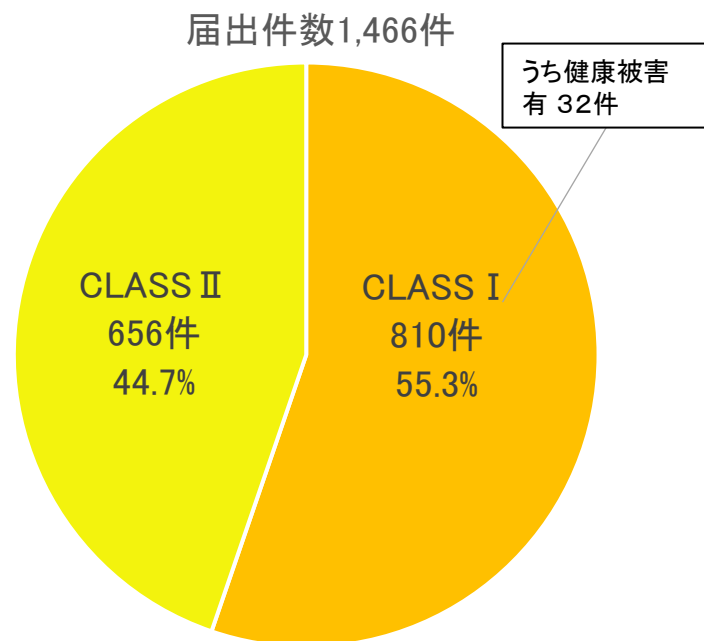
※1 国の出先機関と地方公共団体等が構成員となっている協議会の開催回数・研修回数

※2 農林水産省北海道農政事務所と地方公共団体等が構成員となっている地区協議会の開催回数・研修回数

○食品表示法に基づく自主回収届出状況①

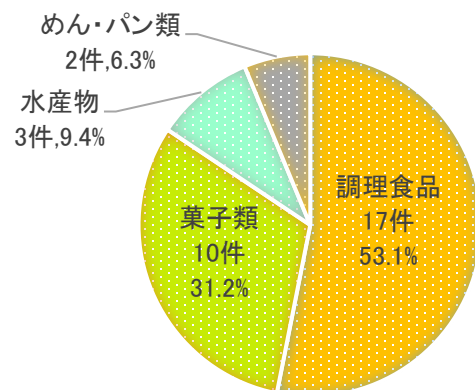
令和6年4月1日～令和7年3月31日

【食品表示法に関する届出件数】



(注)CLASS IIには食品衛生法におけるCLASSⅢに分類され公開されたもの4件を含む。

【健康被害発生状況】



分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	アレルギー(特定原材料に準ずる品目も含む。)、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性のあるものであってCLASS Iに分類されないもの	CLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの

※CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS Iとして分類している。

回収の理由	詳細	件数
食品表示法違反	6条8項府令に該当(特定原材料、保存の方法、期限表示等)する違反	1,240
食品表示法違反のおそれ	アレルギー表示について、特定原材料に準ずるものの違反	127
その他(食品表示法)	上記以外の違反	99
合計		1,466

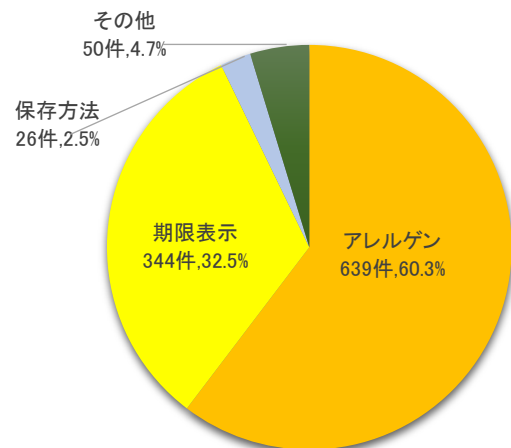
品目	原因	被害内容
調理食品 (寿司, おにぎり, 弁当)	・特定原材料「乳」の表示欠落 ・特定原材料「えび」の表示欠落	・アナフィラキシー ・蕁麻疹
菓子類 (クッキー, 和生菓子, 焼き菓子)	・特定原材料「卵」の表示欠落 ・特定原材料「乳」の表示欠落	・腹痛・嘔吐 ・発赤・蕁麻疹
水産物 (かまぼこ)	・特定原材料「小麦、大豆」の表示欠落 ・特定原材料「卵」の表示欠落	・喉の痛み、顔の腫れ ・体調不良(下痢)
めん・パン類 (食パン)	・特定原材料「卵」の表示欠落 ・特定原材料「乳」の表示欠落	・嘔吐、蕁麻疹 ・喉の痛み、顔の腫れ

○食品表示法に基づく自主回収届出状況②

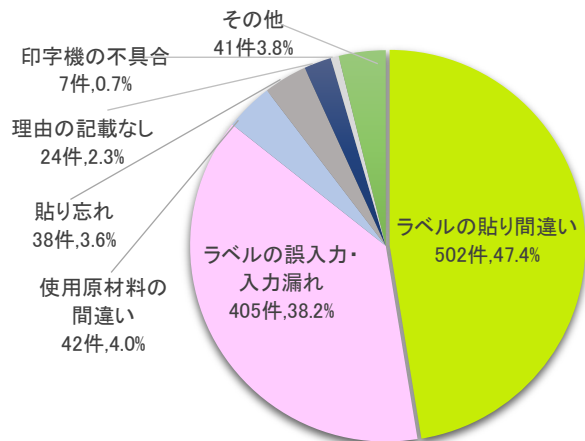
令和6年4月1日～令和7年3月31日

【届出件数1,466件のうち回収が終了した1,059件の詳細】

①回収理由

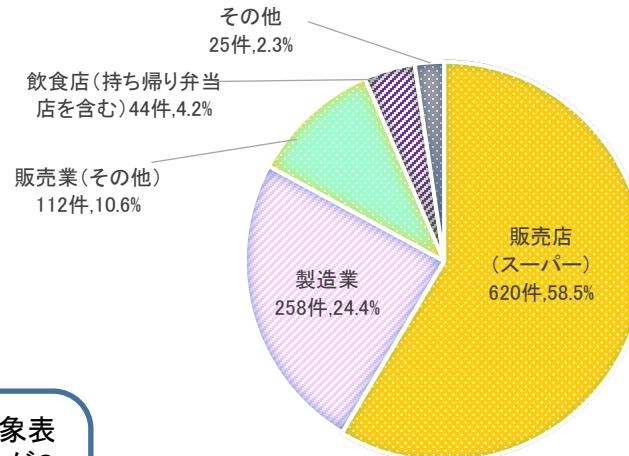


②発生原因



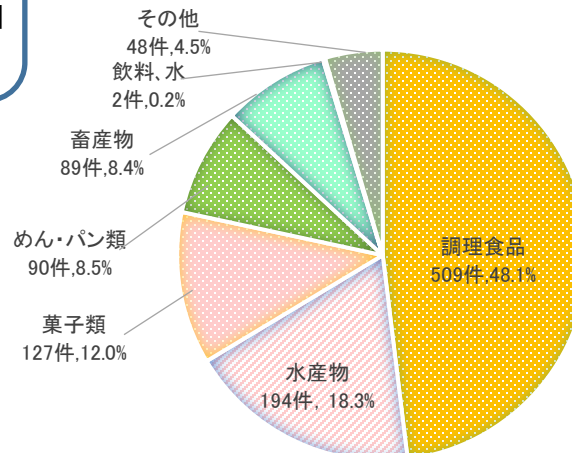
○自主回収となった対象表示としては、アレルギーが6割を占め、ラベルの貼り間違いや誤入力等がその原因となっている。

③業種別の件数



○自主回収となった対象業種としては、調理食品たる惣菜等を製造・加工・販売するスーパーが6割を占めている。

④品目別の件数



○届出件数はここ数年高止まりのまま推移しており、アナフィラキシーショックを含めて健康被害につながった事例も報告されていることから、今後の表示監視に当たっては、アレルギー表示や販売店（スーパー）に特に着目し、監視強化を図る必要。